

普通預金通帳の口座数の制限について

平素より、唐津信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、金融機関に対してマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止の態勢強化が求められております。

つきましては、普通預金口座の不正利用防止の観点から、令和3年10月1日より個人のお客さまに限り、普通預金通帳の口座開設を以下のとおり制限致します。(個人事業主の方・法人・学校関係等は、原則、対象外と致します)

●当金庫のすべての店舗を含めて、普通預金通帳をお持ちでない方

お1人様、原則1口座とさせていただきます。

●当金庫のすべての店舗を含めて、1口座以上の普通預金通帳をお持ちの方

現在の通帳をご利用いただきますようお願い致します。

なお、通帳を紛失中につき解約を予定されている場合には、正式に紛失届を提出していただいたうえで、新たな普通預金通帳をお作りさせていただきます。
また、紛失中の通帳を再びご利用いただく場合は、再発行の手続きを致します。

何卒、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取扱開始日：令和3年10月1日（金）